

県政レポート 歩く眼 第26号

# 永瀬ひでき

な が

せ



**県議会で一般質問に登壇！** この度、埼玉県議会本会議において、3回目となる一般質問を行いました。本号はその中から「文化的景観について」の質疑の概要を報告させていただきます。

## 文化的景観について

## 文化政策における位置づけについて

### 永瀬秀樹の質問概要

文化的景観とは、平成16年に

定められた文化財保護の新政策であり、棚田や里山などのように地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために新設されたものです。

地域に残された固有のものを積極的に保護対象にしていくことと、生活や生業を営んでいく中で結果として形成された景観地を保護対象とすることが、2つの大きな特徴となっています。地域がどのような景観を守り後世に残していくのか、地域の主体的選択が重要な鍵となる新しい文化政策であると言えます。

県は、文化的景観を文化政策としてどのように位置づけているのか、考えを伺いました。



## 県の答弁

県では第2期埼玉県教育振興基本計画の、施策「文化芸術の振興と伝統文化の継承」の中で、文化的景観の保存に取り組むことを位置づけています。文化的景観の保護は、地域住民と自治体が一体となって進める必要があり、議員お話しのとおり、地域の主体的な取組が重要で、県としてもそれを促し支援したいと考えています。

との答弁を頂きました。

## 安行植木の重要文化的景観への選定について

### 永瀬秀樹の質問概要

文化的景観のうち、特に重要なとして国が選定したもののが重要文化的景観であり、全国で合計51件が選定されていますが、関東地方では群馬県板倉町の利根川・渡良瀬川合流域の水場景観の1件だけです。現在、川口市が県内初の選定を目指して、安行の植木畠を中心とした景観を重要文化的景観として文化庁と協議中で、調査事業として交付金も決定し進んでいます。

選定されれば、川口の伝統産業である安行植木業の保護育成やブランドイメージアップによる産業振興になるだけでなく、観光振興にも活用できる、正に地域振興の大きな可能性を秘めた事業であり、首都圏近郊に残された貴重な緑地保全の意味からも、川口市のみならず埼玉県、国にとっても重要な事業であると考えます。

そこで、安行の植木の重要文化的景観の選定に向けて、県も積極的に支援していただきたいと、県の考えを伺いました。

2点目としては、文化的景観という文化政策そのものや、重要文化的景観の持つ価値の重要性などについて、広く県民に周知していく必要があるとの思いから、今後、ホームページへの掲載や現地見学会、シンポジウムの開催など、県としても広報活動を積極的に行うことを探しました。

3点目は、安行植木の文化的景観については、植木業の振興、保護育成が重要だと考



安行原の蛇造りという無病息災を願う夏の神事の写真。議場では県執行部や議員の皆さんにも分かりやすいよう、安行藤八の獅子舞や希少植物のイチリンソウ、西福寺の三重塔、安行の植木畠の風景など写真パネルを示し質問しました。

えており、県からどのような支援が得られるかを聞きました。

## 県の答弁

県では、調査事業に着手した川口市に対し、文化庁との連絡調整や、調査委員会議の開催に関する支援などを行なっており、同会議には、県教育委員会職員もオブザーバーとして参加することになっています。今後とも、川口市を積極的に支援してまいります。

次に、文化的景観は広範な地域の景観を捉えるものであるため、そこに住んでいる人々自身がその価値に気づきにくいだけでなく、県民にとってなじみが薄いものと考えられます。今後、文化的景観保護制度の意義や活用事例を広く県民に紹介するフォーラムなどを、地元自治体と連携して実施できないか、検討してまいります。

次に安行植木業振興のための県の支援についてですが、川口市にある「埼玉県花と緑の振興センター」では、植木生産における技術的な支援や植木・盆栽の輸出支援などとともに、植木の利用拡大など、安行をはじめとする県内植木産地の振興に努めています。

例えば、生産者への支援では、剪定や接ぎ木などの技術について体系的に学ぶ「花植木専門研修」や、造園技能検定の受講者を対象とした「造園技術研修会」を開催しています。また、植木や盆栽の輸出を進めるため、輸出用植木・盆栽の害虫を防止する技術指導や検査を行っています。さらに、都市部の緑を保全・活用するボランティアの養成を行う「街の緑サポーター養成研修」や花植木の管理・楽しみ方を学ぶ「緑化講座」などを開催し、緑に対する理解の醸成にも努めています。

今後も技術指導など、安行植木業の振興を支援してまいります

選定に向けての手続きや、文化的景観という文化政策の県民への周知、景観形成のもとである安行植木業の保護育成に関し、県からも積極的な支援を行うとの、極めて前向きな答弁を引き出しました。

## 重要文化的景観の申出拡大について

### 永瀬秀樹の質問概要

県としては、地域おこしやまちづくりの意味からも、重要文化的景観の申出を促進していくことが肝要と考えます。文化的景観に関しては、県内では安行以外に入間の茶畠、三富新田、野火止用水が、文化庁から全国180か所の重要地域の内の3地域とされています。県としては今後、この3か所も含め、選定申出を拡大していくべきと提言しました。

また、目に見える景観に加えて、その背後にある生業や地域住民の生活までをも広く価値付けるツールである重要文化的景観は、第二次産業や第三次産業が作り出す景観も保存の対象であり、都市部においても魅力的なツールです。実際に文化庁が重要地域として抽出したものの中には、大通りやニュータウン、商店街など様々なタイプの景観地があります。本県においても、都市部の文化的景観を重要文化的景観として選定、申出していくことを検討すべきとの考え方から、県の考えを聞きました。

## 県の答弁

県としては、選定申出の拡大に向け、市町村とともに文化財として保護すべき景観を見出していくきたいと考えています。

次に、「都市部の文化的景観の選定申出を検討することについて」ですが、都市部の文化的景観の保護は、全国的に見ても未開拓の分野なので、文化庁の情報を市町村に提供した上で、市町村と協力しながら、今後の可能性を探ってまいります。

との、前向きな答弁を引き出すことができました。

まずは、地元川口市の安行の植木畠を中心とした景観について、県内初の重要文化的景観選定を目指し、さらに都市部を含め重要文化的景観の申出の拡大に、県執行部と協力しながら取り組んでまいりたいと思います。



あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170